

選挙のはなし



はじめに

選挙は私たち国民が政治に参加する最も重要かつ基本的な機会であり、明るい選挙によって私たちの代表が選ばれ、私たちの意見が政治に正しく反映されることにより、はじめて民主政治の健全な発展が可能になります。

そのためには、私たち有権者が選挙制度を正しく理解するとともに、日ごろから政治や選挙への関心、主権者としての自覚を持ち、進んで投票することが何よりも大切であり、私たちの一票が買収、供応などの不正に惑わされたり、義理や人情によって投票するようなことがあっては、主権者としての責任を果たすことはできません。

また、選挙における低投票率傾向は、私たち国民の意見が政治に正しく反映されないという事態を招きかねず、民主政治の将来にとって誠に憂慮すべきことです。

この冊子は、選挙に関する基礎的な事項を御理解いただき、明るい選挙の推進に活用していただくために作成したものです。

今後の明るい選挙の推進のために少しでも役立てていただければ幸いです。

令和3年3月

福井県選挙管理委員会 委員長 金井亨
福井県明るい選挙推進協議会 会長 田邊信

目 次

I 選挙の啓発	1
1 政治とわたしたちの生活	1
2 政治と選挙	1
3 民主政治と明るい選挙【憲(前文)】	2
4 明るい選挙推進運動【法6】	3
II 選挙のしくみ	6
① 選挙の三原則	6
1 選挙平等の原則【憲15③】	6
2 投票自由の原則【憲15④】	6
3 選挙公正の原則	6
② 選挙権と被選挙権【法9～11の2】	7
1 選挙権【法9】	7
2 被選挙権【法10】	7
3 選挙権・被選挙権のない者【法11、11の2】	7
③ 選挙人名簿【法19～30の16】	8
1 選挙人名簿と住民基本台帳【法19】	8
2 登録の資格【法21】	8
3 登録の時期【法22】	9
4 登録の抹消【法28】	9
5 在外選挙人名簿【法30の2、30の5】	9
④ 選挙の区域と定数【法4、12～16・自治法90、91】	10
⑤ 選挙管理委員会【法5、5の2～5の6・自治法181～194】	10
⑥ 選挙期日【憲7・法31～34の2】	11
⑦ 投票と開票【法35～74】	12
1 投票【法35～60】	12
2 期日前投票【法48の2】	13
3 不在者投票【法49】	14
4 在外投票【法49の2】	16
5 開票【法61～74】	16
⑧ 候補者【法86～94】	17
1 立候補の禁止と制限【法86の8～91】	17
2 衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の届出【法86、86の5】	18
3 衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出【法86の2、86の6】	18
4 参議院比例代表選出議員の選挙における候補者の届出【法86の3、86の7】	18
5 衆議院議員選挙または参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出【法86の4】	19
6 供託【法92～94】	19

[9] 選 挙 会 と 当 挙 人	【法 75～85、95～108】	20
1 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における当選人の決定【法 95】		20
2 衆議院比例代表選出議員および参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の決定 【法 95 の 2、95 の 3】		21
3 当 選 人 の 告 示 【法 101～105】		24
4 任 期 の 起 算 【憲 45、46・法 256～260・自治法 93、140】		24
 III 選 挙 運 動		
[1] 選 挙 運 動	【法 129】	25
[2] 選 挙 運 動 の 期 間	【法 129】	26
[3] 公務員等の選挙運動の禁止	【法 135～137 の 3】	27
1 特 定 公 務 員 【法 136】		27
2 選 挙 事 務 関 係 者 【法 135】		27
3 年齢満 18 歳未満の者 【法 137 の 2】		28
4 選 挙 犯 罪 者 【法 137 の 3】		28
5 一 般 職 の 公 務 員 【国公法 102・地公法 36】		28
6 教 育 公 務 員 【教特法 18】		28
7 特定の特別職の公務員 【法 136】		28
8 公務員等の地位利用 【法 136 の 2】		28
9 教育者の地位利用 【法 137】		29
[4] 選 挙 事 務 所	【法 130～134】	30
[5] 文書図面による選挙運動	【法 142～149】	31
1 頒 布 で き る 文 書 【法 142、142 の 2】		31
2 揭 示 で き る 文 書 【法 143】		34
3 そ の 他 の 文 書 【法 149、167～172 の 2】		37
4 脱 法 文 書 【法 146】		37
5 公選法上許されない行為 【法 142⑫、143、146、221】		38
[6] インターネットを使った選挙運動 【法 142 の 3～142 の 7】		40
[7] 言 論 に よ る 選 挙 運 動	【法 150～166】	43
1 演 説 会 【法 161～164 の 2】		43
2 街 頭 演 説 【法 164 の 5～166】		47
3 政 見 放 送 【法 150】		49
4 経 歴 放 送 【法 151】		50
5 その他の言論による選挙運動		50
[8] 選挙運動用自動車および選挙運動用拡声機 【法 141～141 の 3、143①Ⅱ】		51
[9] 禁止される選挙運動 【法 138～140 の 2】		52
1 戸 別 訪 問 の 禁 止 【法 138】		52
2 署 名 運 動 の 禁 止 【法 138 の 2】		53
3 人気投票の公表の禁止 【法 138 の 3】		53
4 飲 食 物 の 提 供 の 禁 止 【法 139】		54
5 気勢を張る行為の禁止 【法 140】		55
[10] 公 営 に よ る 選 挙 運 動	【法 141⑧ほか】	56

11	投票日後のあいさつ行為	【法 178】	57
12	選挙運動費用	【法 179～197 の 2】	57
1	選挙運動費用の制限額【法 189、192、194】		57
2	選挙運動員または労務者に対する実費弁償および報酬の支給【法 197 の 2】		58
	（参考）各選挙における主な選挙運動の手段		60
IV	寄附の禁止	【法 199～200・政規法 21～22 の 7】	67
1	寄附	附	67
2	候補者等の寄附の禁止	【法 199 の 2～199 の 5】	67
3	その他選挙に関する寄附を禁止される者【法 199】		69
4	候補者等を名義人とする寄附の禁止【法 199 の 2②】		69
5	寄附の勧誘・要求の禁止【法 199 の 2③】		69
6	政治資金規正法による寄附の制限【政規法 21～22 の 7】		69
V	あいさつ状の禁止	【法 147 の 2】	72
VI	有料のあいさつ広告の禁止	【法 152】	73
1	候補者等および後援団体の有料のあいさつ広告の禁止【法 152①】		73
2	有料のあいさつ広告を求めるものの禁止【法 152②】		73
VII	政治団体	【政規法 3～20 の 3】	74
1	政治団体	【政規法 3】	74
2	政党	【政規法 3】	74
3	政治団体の届出	【政規法 6～18 の 2】	74
4	資金管理団体の届出	【政規法 19～19 の 6】	75
5	国会議員関係政治団体の特例	【政規法 19 の 7～19 の 17】	76
6	寄附の制限	【法 199～200・政規法 21～22 の 7】	76
7	文書図画の制限	【法 143⑯～⑲】	76
VIII	公職の候補者等または後援団体の平常時における政治活動【法 143⑯～⑲】		77
IX	政党その他の政治団体の選挙時における政治活動【法 201 の 5～201 の 15】		79
X	選挙に関する争訟	【法 202～220】	82
1	選挙争訟	【法 202～205】	82
2	当選争訟	【法 206～209】	82
3	選挙争訟と当選争訟の手続き	【法 202～220】	82
XI	選挙犯罪	【法 221～255 の 4】	84
1	買収罪	【法 221～223】	84
2	その他の選挙犯罪	【法 225 ほか】	85

3 選挙犯罪者の公民権停止【法252】	86
XII 当選無効【法251～251の5】	87
1 当選人の選挙犯罪による当選無効【法251】	87
2 連座制による当選無効【法251の2、251の3】	87
XIII 資料	90
1 衆議院議員選挙の選挙区および定数	90
2 福井県議会議員選挙の選挙区および定数	91
3 市町議会議員の定数および所属党派の内訳	92
4 知事、市町長および議會議員の任期満了日ならびに任意制選挙公営制度実施状況	93
5 各選挙の投票率の推移	94
6 各選挙の結果	96
(1) 衆議院議員総選挙	96
(2) 参議院議員通常選挙	128
(3) 福井県知事選挙	160
(4) 福井県議会議員選挙	165
(5) 市町長選挙	232
7 不在者投票をすることができる指定病院・老人ホーム等の一覧	246

※【】内は主な根拠法・条項 法略称（憲：日本国憲法、法：公職選挙法、自治法：地方自治法、国公法：国家公務員法、地公法：地方公務員法、教特法：教育公務員特例法、政規法：政治資金規正法）